

レビュー有償プラン利用規約

第1条（概要及び変更）

1. 本レビュー有償プラン利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社 Innovation & Co.（イノベーションアンドカンパニー）（以下「甲」という。）が提供する本サービス（第2条で定義する。）の提供を受ける者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を定義し、かつ、甲と乙との間の本規約の内容をあらわすものとする。
2. 甲は、本規約を予告なく変更できる。ただし、本規約の変更内容が利用料金その他重要事項の変更である場合には、甲は適用期日まで相応の期間の猶予をもって乙に通知するよう努めるものとする。
3. 本規約の変更については、甲が当該変更を通知（甲のサーバー内の所定の箇所に掲示した場合を含む。）した後において、乙が本サービスの利用を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用するものとする。
4. 甲は、本サービス内のレイアウトやフォントについて、予告なく変更することができる。

第2条（サービス内容）

1. 本サービスは、甲が提供するオンラインメディアサービス「ITトレンド」のオプションサービスであり、レビューのデータ閲覧・分析、営業レポートの作成・確認、バッジ・レビュー素材その他本サービス内で利用可能な素材の提供等を内容とするものである。
2. 本サービスの利用に際しては、本規約及び「ITトレンド」について別途定めるオンラインメディア利用規約に基づいて規律するものとする。ただし、甲が指定した別途書式の個別契約書（以下「注文書」という。）等において別段の定めがある場合には、その定めが優先する。

第3条（申込・承諾）

1. 乙は、甲が指定した別途書式の個別契約書（以下「注文書」という。）により本サービスの申込を行うものとする。
2. 甲は、乙が利用基準を満たすと判断したときにはその申込を承諾し、乙は、その上で本サービスの利用を開始できる。ただし、甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙による本サービスの申込を承諾しないことがあり、甲はその理由について一切開示義務を負わない。
 - (1) 乙が当該申込に係る本契約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき又は債務の履行が困難であると甲が判断したとき
 - (2) 乙が本サービスの利用申込に際し虚偽の申込を行ったとき
 - (3) 乙が違法行為をなすおそれがあると甲が判断したとき
 - (4) 上記のほか、甲の業務執行上支障があると甲が判断したとき

第4条（本サービスの変更又は停止）

1. 甲は、本サービスの内容の変更又は一時的な停止をすることができる。
2. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することができる。

- (1) 本サービスに係る本契約又は本規約上の債務の履行を怠ったとき
 - (2) 違法に又は公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 本サービスの利用申込に際し虚偽の申込を行ったとき
 - (4) 上記のほか、本サービスに係る本契約又は本規約に違反する行為を行ったとき
3. 甲は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨を乙に通知する。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りでない。
 4. 乙が乙の事情で本サービスの停止を希望するときは、乙は、甲に対し、停止希望月末日（土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の稼働日を指す。以下、本規約において同じ。）から遡った5 営業日前（月末営業日を含む。）までに甲の指定する方法にて申し出ることとする。
 5. 甲は、乙が第2項に該当すると判断した時には、乙に対してその是正を求めることができる。
 6. 乙は、本条2項の各号に掲げる本サービス提供の停止事由又は中断事由に該当しないよう是正措置をとった場合、甲に対し、速やかに当該事由の是正を完了した旨を通知するものとする。甲が乙による停止事由又は中断事由の是正が完了したことを確認できた場合、甲は、特段の事情のない限り、乙に対し、本サービスの提供を再開するものとする。
 7. 甲は、次の各号に該当する事由が発生した場合、乙に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができる。この場合において、甲は、本サービスの停止によって生じたいかなる損害、紛争その他の不利益に対しても責任を負わないものとする。
 - (1) 本サービスの提供に係るソフトウェア・通信機器設備等を点検又は保守する必要性が生じたとき
 - (2) 天変地異等の不可抗力により本サービスの提供が不可能又は困難になったとき
 - (3) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - (4) その他、甲が本サービスの提供が不可能又は困難になり、本サービスの提供の停止に代替する手段が存在しないと判断したとき
 8. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用の全部又は一部が制限されることがあることを予め承諾するものとする。
 - (1) 本サービスの利用資格等の確認を目的としたユーザーID、ユーザーパスワード等の認証機能において、利用資格等の確認ができない場合
 - (2) インターネットに接続できない環境において、本サービスを利用する場合
 9. 甲は、乙に対し、本サービスに関するソフトウェアのサポート及び修正版（アップデート版を含む。）の提供を行う義務を負わないものとする。
 10. 甲は、前項に基づき本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合において、乙からの申出を受けたときは、乙に対するデータの引継ぎ等の甲が適切と判断する措置を講ずるよう努めるものとする。

第5条 （契約期間と解除）

1. 本サービスの契約期間は月単位とし、次項に定める乙からの解約の通知がない限り、1ヶ月間自動更新され、その後も同様とする。
2. 乙が解約の通知をする場合は、別途、甲が定める「利用解約申請書」にて甲に申し出ることにより、

本サービスを解約することができる。

3. 前項に定める解約申請の期限は、契約期間満了月末日（土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の稼働日を指す。以下、本規約において同じ。）から遡った5営業日前（月末営業日を含む。）までとする。
4. 前2項の定めにかかわらず、当事者間で別段の定めがあるときは、その定めが優先するものとする。
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知催告を要することなく、直ちに本サービスを解除することができる。
 - (1) 終了原因の如何にかかわらず、本サービス利用の前提となる甲乙間のITトレンドの利用契約が終了したとき
 - (2) 本サービスに関連して、甲若しくは第三者に損害を発生させた場合又は甲に対する背信行為があったとき
 - (3) 本サービスに係る本規約のいずれかの条項に違反したとき
 - (4) 本サービスの利用申込に際し虚偽の申込を行ったとき
 - (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続等の開始の申立てがあったとき
 - (6) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
 - (7) 任意整理に着手したとき
 - (8) 支払停止若しくは支払不能となったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (9) その他本サービスに係る本契約に基づく債務の履行が困難であることが客観的に明白になったとき
 - (10) 第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用し、又は利用しようとしたとき
 - (11) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害したとき
 - (12) 第18条に定める反社会的勢力ではないことの表明保証に違反したとき
 - (13) 第4条第5項に基づき、甲が乙に対し是正を求めたにもかかわらず、乙が速やかに是正措置を講じなかったとき
 - (14) 甲乙間の信頼関係を破壊し、取引継続を困難にすると認められる相当の事由を生じせしめたとき
6. 甲は、事由の如何を問わず、1ヶ月前までに書面で乙に通知することにより、本契約を解約することができる。
7. 前2項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、先行投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第6条（期限の利益）

乙が第5条（契約期間と解除）第5項の事由のいずれかに該当した場合には、乙は、甲からの通知催告等がなくとも、甲に対する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済しなければならない。

第7条（遅延損害金）

乙が本サービスの利用料金その他の債務について支払期日までに支払を怠った場合、乙は、甲に対し、支払期日の翌日より完済の日まで民法の定める割合による遅延損害金を甲が指定する期日までに支払う。なお、遅延損害金の計算は、年365日の日割計算により行うものとする。

第8条（利用料金及びその請求、支払い）

1. 本サービスの利用料金は、別紙「オンラインメディア利用料金表」に定めることとする。
2. 甲の作成した見積金額と別紙「オンラインメディア利用料金表」とが一致しない場合には、当該見積書が優先する。
3. 本サービスの利用料金の支払期日及び支払義務者は「ITトレンド」の支払期日及び支払義務者と同一とする。ただし、当事者間に別段の定めがあるときはこの限りでない。
4. 乙が第5条第5項各号のいずれかに該当する場合には、乙は、期限の利益を喪失し、甲に対する一切の債務について直ちに債務全額を甲に支払うものとする。
5. 振込手数料は乙が負担するものとする。

第9条（乙の個人情報等の取扱い）

1. 甲又は乙は、本サービスを通じて取得した乙の個人情報等を、その利用目的に応じ必要な範囲内において管理又は利用するものとし、乙の個人情報等への不当なアクセス又は乙の個人情報等の紛失、改ざん、漏洩等の危険に対して以下のような安全対策を講ずるものとする。
 - (1) 本サービスで使用するサーバーの不要なポートは解放しないものとする。
 - (2) サーバーへのアクセスには適切なプロトコルを使用し、限られたユーザーのみアクセスを可能とする。
2. 甲又は乙は、甲又は乙による乙の個人情報等の利用について乙個人情報等の主体である第三者と甲又は乙の間にクレーム・紛争が生じた場合、又は、甲又は乙による乙の個人情報等の開示・漏洩等により問合せや資料請求をした者に損害が発生した場合には、甲又は乙の費用及び責任をもって解決するものとする。
3. 甲は、乙の個人情報等の主体である第三者やその他の第三者から提供を受けた一切の情報の真実性、適法性、有益性等について保証するものではない。
4. 甲は、乙と乙の個人情報等の主体である第三者やその他の第三者との間でなされた情報のやり取り及びこれに起因する一切の紛争に関して、対応及び解決する責任を負わないものとする。
5. 本条各項に定める他、甲又は乙は、本サービスを通じて取得した乙の個人情報等の取扱いにつき、個人情報保護法その他関連法令を遵守するものとする。

第10条（ID 及びパスワード）

1. 甲は、注文書の記載内容をもとに、本サービスを提供するためのアカウントを乙に発行する。
2. アカウントの利用は、全て当該アカウントを登録した乙ご本人によるものとみなす。

第11条（再委託）

甲は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を甲の判断にて第三者に再委託することができる。この場合、甲は、当該再委託先（以下「再委託先」という。）に対し、当該再委託業務遂行において甲の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第12条（知的財産権）

1. 本サービスの提供にあたり、甲は乙に対し、本規約に定めるところに従い、甲が保有する知的財産の使用を非独占的かつ再使用权を付与せず許諾する。
2. 前項の知的財産の範囲は、以下に定義されるもののうち申込書にて指定されたもの（以下「本知的財産」という）とする。
 - (1) 「レビュー」とは、本サービスのレビュアーによる投稿データ及びそれに付随するレビュアーの属性に関する情報、評価点数その他甲がレビュアーから著作権を譲り受けた著作物をいう。
 - (2) 「データベース」とは、レビューを蓄積した上で甲が作成したデータベースをいい、甲は、データベースに基づいて独自に集計・分析・解析した情報成果物（ランキング、グラフ、表、コメントその他のレポート、ウェブページ、電磁的記録等の著作物）を創作する。
 - (3) 「バッジ」とは、ランキング上位製品のみを対象として甲が発行・付与するマーク等をいう。
3. 本サービスの履行にあたり甲が乙に提供する情報成果物について生じる著作権その他の知的財産権は、全て甲に帰属する。

第13条（許諾範囲）

1. 甲が乙に対し、本知的財産を使用許諾する製品又は役務の範囲は、乙が掲載する製品のうち、注文書にて指定されたものとし、その利用目的は、乙の広告宣伝・販売促進に限るものとする。乙は、指定された製品若しくは役務の範囲又は利用目的を超えて本知的財産を使用することはできない。
2. 甲と乙が別途書面による合意を交わした場合を除き、本知的財産及び情報成果物の利用は、日本国内での利用に限るものとする。

第14条（非保証）

甲は、本サービス（本サービスを通じて甲から乙に提供される情報成果物の内容を含むがこれに限られない。）が乙の特定の目的に適合すること、期待する機能・価値・効果・正確性・有用性を有すること及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではない。

第15条（機密保持）

甲又は乙は、本規約に基づき知り得た相手方の営業上、技術上その他業務上の一切の機密（以下「機密情報」という。）を第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けた時点において既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時点において既に自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

- (4) 開示を受けた後に第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) 開示の前後を問わず機密情報を利用せずに独自に開発したことを証明し得るもの

第16条（権利の譲渡）

乙は、自己のためにのみ本サービスを利用することができ、本サービスに係る権利を第三者に譲渡、貸借その他形態を問わず処分することはできない。

第17条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、これにより生じた通常の損害について、本契約により支払済みの代金額の総額又は30万円のいずれか低い額を上限として賠償を請求することができる。

第18条（反社会的勢力ではないことの表明保証）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら（業務を執行する役員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる役員を含む。）が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団構成員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、準暴力団又は準暴力団構成員その他これらに類する者を意味する。以下同じ。）ではないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとする。
2. 甲及び乙は、それぞれ相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が反社会的勢力等であることが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができるものとする。
3. 甲及び乙は、それぞれ相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が反社会的勢力等と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 反社会的勢力等によって経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
 - (3) 自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者と反社会的勢力等との間の社会的に非難されるべき関係
4. 甲及び乙は、それぞれ相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が自ら又は第三者を利用して次の各号にでも該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲又は乙及び甲又は乙の関係者の信用を棄損し、又は業務

を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

5. 甲又は乙が、本条各項の規定により本契約を解除した場合には、その相手方に損害を生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲又は乙に損害が生じたときは、本契約を解除された当事者はその損害を賠償するものとする。

第19条（禁止行為）

1. 乙は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為（以下、「禁止行為」という。）を行ってはならないものとする。
- (1) 本規約又は甲と乙との個別的な合意に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (3) 甲又は第三者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権を侵害する行為、若しくは侵害を可能ならしめる行為
 - (4) 甲の競合他社等が、甲の業務内容又は本サービスの内容その他の情報を調査する目的で本サービスを利用する行為
 - (5) 本サービスに関するセキュリティの無効化を試み、又は無効化する行為
 - (6) 本サービスの管理するサーバーに対して、コンピュータウイルスなどの有害なプログラムを配信する行為又は負荷をかける行為
 - (7) ID やパスワードを不正に使用する行為
 - (8) その他、甲が不適切と判断する行為
2. 甲は、乙が禁止行為を行った場合、又はそのおそれがあると甲が判断した場合には、乙に対して事前に通知することなく、アカウントを削除し、本サービスの利用契約を解除し、本サービスへのユーザー登録を将来にわたり拒絶することができるものとする。

第20条（不可抗力）

甲は、天災、台風、地震、停電、火事、労働争議、騒乱、伝染病、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による条例、規則、通達、行政指導その他の指導、輸送機関の問題又は合理的な範囲内で管理の及ばない事柄などの不可抗力による利用契約上の債務不履行又は債務履行の遅延につき何ら責任を負わないものとする。

第21条（分離可能性）

1. 本規約は、本サービスで取り扱われた事項に関する甲と乙間の全ての了解と完全な合意を構成するものとする。
2. 本規約のいずれかの条項が管轄権を有する裁判所によって無効とされた場合であっても、本規約の残りの条項の有効性に影響を与えないものとする。

第22条（準拠法、合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とする。
2. 甲と乙との間で紛争が生じた場合、管轄裁判所は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条（存続条項）

期間満了又は解除その他事由の如何を問わず本契約が終了した場合といえども、第6条(期限の利益)、第7条(遅延損害金)、第14条(非保証)、第12条(知的財産権)、第17条(損害賠償)、第18条(反社会的勢力ではないことの表明保証)、第21条(分離可能性)、第22条(準拠法、合意管轄)及び本条は、契約終了後も有効に存続するものとし、第15条(機密保持)は契約終了後3年間有効に存続するものとする。

附則

制定 2023年1月11日